

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（総務省）

制度名	「光の道」推進税制（公共アプリケーション利活用促進税制）の創設		
税目	法人税		
要望の内容	<p>電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正を行い、改正法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた実施計画に従って、電気通信事業者等の民間企業・法人が、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションを公共施設に導入するために必要となる以下の対象設備について、特別償却の措置を適用する。</p> <p>① 対象者 電気通信事業者等の民間企業・法人</p> <p>② 対象設備 ・公共アプリケーションを導入するために公共施設等に整備される回線設備、サーバー及びソフトウェア</p> <p>③ 措置内容 取得価額の30%の特別償却</p>		
内容		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	3,343 百万円 （ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 2015年頃を目途に、すべての世帯（100%）で超高速ブロードバンドサービスを利用とする「光の道」構想の実現を加速させ、ICTの徹底利活用による国民の生産性向上を通じた豊かな社会の実現を図る。 このため、超高速ブロードバンドの利活用を促進する観点から、医療、教育、行政等の生活に密着した公共アプリケーションの導入について民間事業者等にインセンティブを付与するための税制優遇措置を講じるものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 「光の道」構想の実現を加速させ、すべての国民がICTを徹底的に利活用することにより、高い生産性を持つ社会を構築し、我が国の持続的な経済成長を実現することは喫緊の課題。 「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）、「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）においても、2015年頃を目途に「光の道」構想の実現が求められており、さらに、総務省が開催する「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において取りまとめられた「「光の道」構想の実現に向けて—基本的方向性—」（2010年5月）においても「基盤整備を加速化させるインセンティブとして、一定の公的支援を実施することが望ましい」とされているところ。 現状では、超高速ブロードバンドの利用可能率は約90%、そのうち利用率は約30%にとどまっており、超高速ブロードバンドの利用促進策を講じることが必要不可欠。 このため、当該税制優遇措置により、民間企業等による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入を促進するインセンティブを付与し、公共機関など地域の拠点施設において、超高速ブロードバンドを活用したアプリケーションの普及を図り、超高速ブロードバンドの利用率を向上させる。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策13 情報通信技術利用環境の整備
		政策の達成目標	2015年頃を目途に、すべての世帯(100%)で超高速ブロードバンドサービスを利用可能とすることにより、「光の道」構想の実現を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで(2年間)
		同上の期間中の達成目標	平成23年度からの5ヶ年度で利用率100%とするため、上記期間中に超高速ブロードバンド利用率60%を達成する。
		政策目標の達成状況	超高速ブロードバンド利用率は、平成21年度末で約33%となっている。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	2,856件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置を講じることにより、地域における拠点施設である公共機関において、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入を促進することにより、それら積極的な利活用を通じた地域のブロードバンド需要が創出され、さらには、ICTサービス市場の活性化・創成、他産業への波及効果など、多大な経済効果が期待されるものである。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税：固定資産税に係る課税標準の特例措置
		予算上の措置等の要求内容及び金額	「光の道」整備推進事業(要求額：3,000百万円) 地方公共団体等が実施する行政・教育・医療等の公共アプリケーションによる利活用と一体となった超高速ブロードバンドインフラ整備に関し、事業費の一部を支援する。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	「光の道」構想の実現に関しては、平成23年度予算要求において、上記事業(「光の道」整備推進事業)を実施することにより、超高速ブロードバンドの利用可能率の向上を図る。 あわせて、超高速ブロードバンド利活用の向上の観点から、当該税制優遇措置により、民間事業者による超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーションの導入へのインセンティブを付与し、超高速ブロードバンドの利用率の向上を図る。

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>ブロードバンドインフラ整備については、これまでの税制優遇措置により、一定程度整備が図られてきたところ。 しかしながら、超高速ブロードバンドの利用率は約30%にとどまり、利用率向上に資する新たな優遇措置が求められているところ。 このため、超高速ブロードバンドの利活用の向上に資する新たな税制優遇措置を講じることにより、超高速ブロードバンドの利用率を向上させることは、「光の道」構想を実現する上で極めて効果的かつ適正である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—